海事代理士・行政書士　高松海事法務事務所

印　鑑

別記様式第三号の二（第四条関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第１０条第２項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者	氏名又は名称		印　鑑

＿＿＿＿＿＿＿＿知事　殿

※下記，ご確認頂いたうえで上記に押印してください。

■遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第１０条第２項
次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
①法第十八条 の規定による命令（業務改善命令）により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者
②法第六条第一項第一号 から第六号 までのいずれかに該当する者

■遊漁船業の適正化に関する法律第６条第１項（抄）
都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、（略）その登録を拒否しなければならない。
①第 19 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から２年を経過しない者
②遊漁船業者で法人であるものが第 19 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの
③第 19 条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者
⑤この法律、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法若しくは水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第 65 条第２項又は水産資源保護法第４条第２項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者
⑥遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの